

# 南ヶ丘中学校 P T A 規 約

## 第1章 名称

第1条 本会を南ヶ丘中学校P T Aと称し、事務局を南ヶ丘中学校に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、次の諸項の達成に努めることを目的とする。

- 1 生徒の福祉と心身の健全な発達を図るために、家庭・地域・学校及び社会の相互協力を軸として事業を推進する。
- 2 学校及び社会をより良い教育環境にするようその整備に努力する。
- 3 会員の教養を高め、親睦を図る。

## 第3章 事業

第3条 本会は、上記の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 教育の理解とその推進を図るための事業。
  - 2 会員の福祉と厚生を推進するための事業。
  - 3 環境整備をするための事業。
  - 4 会員の研修及び会員相互の親睦を図るための事業。
  - 5 その他、本会の目的を達成するための事業。
- 但し、宗教、政党及び営利事業に関する事業は行わない。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者、本校職員、その他本会の趣旨に賛同する者とする。

## 第5章 会計

第5条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員とその選出、任務

第7条 本会に、次の役員を置く。（改編 R5.11.9）

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 1 会 長   | 1名                          |
| 2 副会長   | 3名                          |
| 3 書 記   | 1名（本校職員を充てる）                |
| 4 会 計   | 3名（内、1名は地区長が兼務、2名は本校職員を充てる） |
| 5 顧 問   | 若干名                         |
| 6 会計監査  | 2名（地区長2名が兼務）                |
| 7 少年指導員 | 1名（地区長が兼務）                  |

（地区長3名：脇之島小校区、昭和小校区、市之倉小校区）

第8条 役員の任期は4月1日から3月31日までの1か年とする。但し、再選は妨げない。

役員が欠けた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員の選任は下記による

- 1 上記役員は役員選考委員会において、会員の中から選考し本部役員会の推薦を得て総会で承認する。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 本校P T A会員で、多治見市P T A連合会本部役員に選任された者は、会長が顧問に委嘱する。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はこれを代理する。
- 3 書記は、文書事務を担当する。
- 4 会計は、会計事務を担当する。
- 5 顧問は、本会運営について相談役となる。要請により役員会等に参加する。
- 6 会計監査は、毎年1回以上会計を監査し常任委員会及び総会に報告する。

## 第7章 委員とその選出、任務

第11条 本会に次の委員を置く。

- 1 地区委員 地区長3名のみ選任する。
- 2 (削除 R5.4.13)
- 3 専門委員 委員長 (PTA 本部・副会長) のみとする。

第12条 委員の選出と構成は次の通りとする。

- 1 各地区毎に地区長を1名選任する。
- 2 (削除 R5.4.13)
- 3 (削除 R5.4.13)
- 4 専門委員会の委員長は、副会長あるいは会計が兼務する。

第13条 委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 地区委員会  
地区長は、地区活動の推進を図ると共に、本会の運営に協力する。
- 2 (削除 R5.4.13)

第14条 本会の事業を推進するために、必要に応じて次の専門委員会を組織する。

- 1 施設委員会  
校内教育環境の向上及び資源回収に関する事業を行う。  
地区の交通安全、校外指導等校外の生徒の健全育成向上に関する事業を行う。
- 2 (削除 R 5,4,13)
- 3 家庭教育委員会  
家庭教育の在り方のための研修活動・講演会・行事補助等に関する事業を行う。  
委員長は、学校代表として市内家庭教育活動の推進にあたり、本会の運営に参画する。また、副委員長は校内活動の推進にあたり、本会の運営に参画する。
- 4 部活動育成委員会  
部活動の健全な育成に関する連絡・調整及び必要に応じて事業を行う。

第15条 (削除 平 18.9.1)

第16条 部活動育成委員会の運営に関する必要な細則は、本部役員会の承認を経て、別にこれを定める。

## 第8章 本部役員会

第17条 本部役員会は、第7条の役員をもって構成し、本会の目的を達成するため諸事業の企画と運営について審議する。

## 第9章 (削除 H31,2,16)

### 第10章 役員選考委員会

第20条 会長は、役員選考委員会を組織し、次年度の会長・副会長・会計・家庭教育副委員長を選考する。

第21条 役員選考委員会は、第7条の役員、その他必要な者により構成する。

第22条 役員選考委員会の運営に関する必要な細則は、承認を経て、別にこれを定める。

### 第11章 PTA連合会専任役員

第23条 PTA連合専任役員の選出と任務

- 1 PTA連合会専任役員は、会長の委嘱とする。
- 2 PTA連合会本部役員選出については、役員選考委員会で選考する。
- 3 PTA連合会専任役員は、本会とPTA連合会の連絡調整を担当する。
- 4 PTA連合会専任役員及びPTA連合会本部役員は要請により役員会等に参加する。

### 第12章 総会及び委員会

第24条 総会は、年1回以上常任委員会の決議を得て会長が召集する。

- 1 規約改正の承認。
- 2 新役員の承認。
- 3 予算、決算の承認。
- 4 事業報告及び承認を必要とする事項。

第25条 PTA総会の決議については、時期、内容等を考慮し、次のいずれかの方法で行う。

1 PTA会員招集による決議

2 書面による決議

第26条 (削除R5,4,13)

### 第13章 規約の改正

第27条 本会の規約は、本部役員会において過半数の賛成をもって改正し、事後の総会の承認を受けるものとする。

付則1 本規約第7条2項は、平成18年4月1日より適用する。

付則2 本規約は、平成18年9月1日より適用する。

付則3 本規約第12条2項は、平成20年4月1日より適用する。

付則4 本規約第9条3項は、平成21年4月1日より適用する。

付則5 本規約第7章第12条3項は、平成25年9月1日より適用する。

付則6 本規約第6章第8条は、平成28年4月23日より適用する。

付則7 本規約は、平成30年2月17日より適用する。

付則8 本規約は、平成31年2月17日より適用する。

付則9 本規約は、令和5年5月9日より適用する。

付則10 本規約は、令和5年11月9日より適用する。

付則11 本規約は、令和8年5月8日より適用する。

## 南ヶ丘中学校部活動育成委員会会則

### 第1章 組織

第1条 この会の会員は、南ヶ丘中学校の部活動に参加する生徒の保護者とし、各部毎に保護者会を組織する。

第2条 部活動育成委員会には、次の役員を置く。

1 委員長 1名

2 会計 1名

第3条 会計は、学校職員をこれに充てる。

第4条 部長の選出

1 各部活動の保護者会は、次の役員を会員の中より選出する。

部長 1名

副部長 1名

2 各部活動の保護者会の部長は、部活動育成委員を兼務する。

第5条 活動内容

1 年度初めに各部活動間、及び同種クラブとの連絡調整をする。

また、必要に応じて事業を行う。

2 9月に新部長と副部を互選によって決定する。

3 その他部活動健全育成のための活動をする。

### 第2章 会費

第6条 部活動育成委員会費は、生徒一人当たり月額200円とする。

### 第3章 事故の補償

第7条 部活動中に起きた事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの補償の規定で認められた範囲内とする。

付則1 本会則は、平成16年4月1日より適用する。

付則2 本会則は、平成18年9月1日より適用する。

付則3 本会則は、令和8年5月8日より適用する。

# 役員選考委員会細則

役員選考委員会細則を次のように定める。

## 第1条 目的

この細則は、PTA規約第20条の規定に基づき、役員選考の選考方法を定めることを目的とする。

## 第2条 選考方法

役員選考委員会において、次の手順にしたがい選考を進めることとする。

- 1 対象年度の全PTA会員に対し、会長、副会長、地区長の立候補及び推薦を募る。（副会長とは部活動育成委員長 兼 PTA 会計、家庭教育委員長、家庭教育副委員長を指す）  
（地区長3名は、PTA 会計監査2名、少年指導員を兼ねる）
- 2 立候補がある場合には、役員選考委員会において選考後、本部委員会の推薦を得て総会で承認する（←第9条の1）
- 3 会長の立候補がない場合は、地区割りに関係なく、対象年度の新2年生のPTA会員より選出する。  
副会長、及び会計の立候補がない場合には、推薦をもとに、これまでの役員先出地区を参考に、役員候補を選出し、本部役員会の選考を経て、本人に意志確認を行う。本人の同意において決定し、総会で承認する。

付則4 本細則第2条は、平成17年4月1日より適用する。

付則5 本細則（表1）の20年度以降は、平成20年4月1日より適用する。

付則6 本細則（表1）は平成18年9月1日より適用する。

付則7 本細則（表2）は平成23年4月1日より適用する。

付則8 本細則第2条第1項は、平成22年4月1日より適用する。

付則9 本細則第2条(表1)は、平成22年4月1日より適用する。

付則10 本細則第2条3は、平成26年度役員選考より適用する。

付則11 本細則(表1)は、平成26年度役員選考より適用する。

付則12 本細則(表2)は、平成26年度役員選考より適用する。

付則12 本細則(表2)は、平成28年度役員選考より適用する。

付則13 本細則は、平成30年度役員選考より適用する。

付則14 本細則は、令和2年度役員選考より適用する。

付則15 本細則は、令和6年度役員選考より適用する。

付則16 本細則は、令和8年度役員選考より適用する。